

コープあいち 総合アプリ利用約款

第1条（目的）

この約款は、生活協同組合コープあいち（以下、当組合という。）が提供するスマートフォンアプリ「総合アプリ（Well Coop）」（以下、本アプリという。）の利用に関するルールを定めるものです。

2. この約款に定めのない事項は、「eフレンズ利用規約」、「コープあいち個人情報保護基本方針」、「宅配利用約款」、「電子マネーWithCa利用約款」その他の約款の定めるところによります。

第2条（利用者）

本アプリの利用者は、以下の通りとします。

1. 当組合の組合員。ただし、何らかの理由で当組合の利用を停止されているものを除く。
2. 上記の他、本アプリをスマートフォンその他の情報端末（以下、端末という。）にダウンロードしインストールしようとする者。ただし、利用できる機能・サービスは一部に制限されます。

第3条（サービス内容）

利用者は、次の各号に記載のサービスを利用することができます。

当組合からの連絡、宣伝その他に関する情報の提供サービス（キャンペーン、クーポン、チラシ情報、広告、アンケート等）

- (1)当組合が提供する事業及びサービスの利用に関する情報の提供サービス
 - (2)eフレンズ（当組合が運営するWEB注文システム）会員向けの各種サービス
 - (3)その他サービス（電子マネー決済、マイ店舗登録機能等）
 - (4)スマートレシート（東芝テック株式会社が運営する電子レシート）サービス
1. 前項（1）の情報には、第三者からの委託を受けて当組合が提供する第三者の広告その他の情報も含みます。
 2. 第1項（2）から（3）のサービスを利用するためには、あらかじめeフレンズその他当組合が提供する事業及びサービスへの利用登録が必要です。
 3. 第1項（3）のサービスには、第三者からの委託を受けて当組合が実施するもの、当組合から第三者に委託したものも含みます。
 4. 第1項（4）のサービスを利用するには、あらかじめ東芝テック株式会社が提供するスマートレシートサービスへの利用登録が必要です。

第4条（利用手続）

利用者が本アプリを利用するためには、あらかじめこの約款および細則、関連する約款、規約などに同意するものとします。

2. 利用者は、本アプリを、所定の利用手続を行った時点で、本アプリを利用することができます。
3. 利用者が前項で制限されていない機能・サービスの利用を希望するときは、eフレンズのID及びパスワード（以下、ID及びパスワードという。）で本アプリにログインする必要があります。

第5条 (ID及びパスワードの管理)

eフレンズの会員コード及びパスワードの登録・管理は、当組合が別途定める「eフレンズ利用規約」の定めるところによります。

2. 利用者が入力したパスワードは、本アプリでは保持、保存は行いません。
3. 本アプリからeフレンズへのログインを継続するため、eフレンズのログインの結果として返送される認証チケットは本アプリ内で保持します。

第6条 (利用の中止)

利用者は、本アプリをアンインストールすることにより、本アプリの利用を中止することができます。

2. 利用者が本アプリの利用を中止したときは、本アプリ上で有していた特典は失われる場合があります。
3. 利用者が本アプリをアンインストールした場合、本アプリに登録していた各種情報が失われることがあります。

第7条 (個人情報保護)

当組合は、本アプリを利用するにあたって利用者から提供された個人情報を、「個人情報の保護に関する方針」に基づき、適切に管理することに努めます。

2. 利用者の個人情報は、次の目的の範囲内で利用させていただきます。
 - (1)利用者への本アプリの提供のため
 - (2)本アプリの利用状況の解析・改善のため
 - (3)プッシュ通知やアンケート、その他当組合が必要とする情報を配信するため
 - (4)利用者から寄せられたご意見、ご要望にお応えするため
 - (5)本アプリ及び当組合の利用情報等を配信するため
 - (6)利用者への特典情報等を配信するため
 - (7)その他当組合が利用者と連絡をとる必要が生じたときのため
3. 当組合は、前項及び次の各号に該当する場合を除き、利用者の同意なく個人情報を利用しません。
 - (1)当組合が業務を委託している業務提携先が、受託業務を遂行するにあたり必要である場合
 - (2)上記業務提携先が、お知らせの電子メールその他の情報を送付したり、利用者からの問い合わせ対応やアフターサービス等の個別サービスを提供するために必要である場合
 - (3)収集した個人情報を個人識別できない状態で加工し、統計データを作成する場合
 - (4)法令等の規定による場合

第8条 (著作権等)

別段の定めがない場合、本アプリを通じて提供される著作物、情報等の著作権その他の知的財産権（以下、著作権等という。）は当組合又は正当な権利を有する第三者に帰属します。

第9条 (利用者環境)

本アプリをご利用になる場合、利用者はソフトウェアや、その他必要な機器、通信手段等を自らの責任と費用で適切に設定、操作及び管理するものとします。

第10条（アプリの変更）

当組合は、利用者に事前に通知することなく、本アプリの内容を変更することがあります。

- 当組合は、前項の変更により利用者が不利益、損害を被ったとしても、これに対する一切の責任を負わないものとします。

第11条（アプリの一時停止又は中止）

当組合は、次のいずれかの事由に該当する場合、利用者に事前に通知することなく、本アプリの機能の一部又は全部を一時停止又は中止することがあります。

- 本アプリを運営するためのシステムを保守・変更する工事を実施する場合
 - 地震、洪水等の天災、火災、停電、戦争等の事変、又は労働争議など、不測の事態により本アプリの提供が困難となった場合
 - 電気通信事業者の役務が提供されない場合
 - 当組合が本アプリの提供が困難と判断した場合
 - その他当組合が本アプリの一時停止又は中止が必要であると判断した場合
- 当組合は、前項の一部停止又は中止により利用者が不利益、損害を被ったとしても、これに対する一切の責任を負わないものとします。

第12条（禁止事項）

利用者は、本アプリの利用に際し、次の行為をしてはならないものとします。また、次に定める行為があった場合に、当組合は事前の通知なく本アプリの利用を拒否又は停止その他当組合が必要と判断した措置を取ることができます。この場合において、利用者に損害が発生した場合であっても当組合はこれを賠償する責を負いません。

- 法令又は、公序良俗に反する行為、その恐れのある行為
- 虚偽の情報を入力する行為
- ID・パスワード等を第三者に貸与、開示する等不正に利用する行為
- 一人の利用者が、複数の利用者IDを取得する行為
- 本アプリの全部又は一部を改変、改竄する行為
- 本アプリの全部又は一部の複製、加工、頒布、貸与、譲渡、転載、自動公衆送信、送信可能化、上映、その他これに類する行為
- コンピューターウィルス、有害なプログラムを使用またはそれを誘発する行為
- 本アプリ用インフラ設備に対して過度な負担となるストレスをかける行為
- 本アプリのサーバーやシステム、セキュリティへの攻撃
- 本アプリ提供のインターフェース以外の方法で本アプリにアクセスを試みる行為
- 営業活動又は営利を目的とする行為、又はその準備を目的とする行為
- 当組合又は第三者に不利益、若しくは損害を与える行為、誹謗・中傷する行為
- 当組合又は第三者の著作権等を侵害する行為
- その他、当組合が不適切と判断する行為

第13条（免責事項）

- 当組合は、本アプリの内容変更、中断、終了によって生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。
- 当組合は、利用者の本アプリの利用環境について一切関与せず、また一切の責任を負いません。

- (3)当組合は、本アプリが利用者の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、利用者による本アプリの利用が利用者に適用のある法令等に適合すること、および不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。
- (4)当組合は、本アプリが全ての情報端末に対応していることを保証するものではなく、本アプリの利用に供する情報端末のOSのバージョンアップ等に伴い、本アプリの動作に不具合が生じる可能性があることにつき、利用者はあらかじめ了承するものとします。当組合は、かかる不具合が生じた場合に当組合が行うプログラムの修正等により、当該不具合が解消されることを保証するものではありません。
- (5)利用者は、AppStore、GooglePlay等のサービスストアの利用規約および運用方針の変更等に伴い、本アプリの一部又は全部の利用が制限される可能性があることをあらかじめ了承するものとします。
- (6)当組合は、本アプリを利用したことにより直接的または間接的に利用者に発生した損害について、一切賠償責任を負いません。
- (7)利用者と他の利用者との間の紛争及びトラブルについて、当組合は一切責任を負わないものとします。利用者と他の利用者でトラブルになった場合でも、両者同士の責任で解決するものとし、当組合には一切の請求をしないものとします。

第14条（損害賠償）

利用者が、本約款に違反する行為、又は不正若しくは違法な行為によって当組合に損害を与えたときは、利用者は当組合に対し、そのすべての損害を賠償するものとします。

2. 利用者が、本アプリを利用して第三者に損害を与えたときは、利用者は自己の責任と費用をもって解決し、当組合に負担をかけないものとします。

第15条（約款の変更）

当組合は、必要に応じて、本約款を変更することができます。

2. 前項の場合、当組合は、本約款を変更する旨、変更後の本約款の内容及び変更の効力発生日について、変更の効力発生日までに本アプリ、および、当組合のWEBサイトに掲示して利用者に周知します。

附則

本約款は、2025年5月20日から施行します。